

意見書案第 9 号

「新たな保育制度」に反対する意見書案

上記の意見書案を次のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年 6月23日

福 岡 市 議 会

議長 光 安 力 様

提出者 福 岡 市 議 会 議 員

飯 盛 利 康

富 永 計 久

平 畑 雅 博

友 納 博 美

川 上 晋 平

野 尻 旦 美

藤 本 顕 憲

星 野 美 恵 子

伊 藤 嘉 人

三 角 公 仁 隆

熊 谷 敦 子

池 田 良 子

「新たな保育制度」に反対する意見書

国が導入しようとしている「新たな保育制度」は、市場原理の導入、直接契約・直接補助方式への転換、指定業者制度の導入を柱にして、平成21年12月8日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」として閣議で決定され、その後「子ども・子育て新システム検討会議」においても十分な議論も無いままに進められてきたものです。

現行の保育制度は、国や市町村の保育の実施義務が明確に位置付けられ、「最低基準」により、全国どの地域においても保育の質が等しく保障されています。保育料においても、保護者の所得の格差が子どもたちの受ける保育の格差につながることを無い「応能負担」を原則としています。すなわち、「公的責任」「最低基準」「応能負担」という三つの福祉の必要条件を柱とした保育制度です。

一方、「新たな保育制度」において、この三つの福祉の必要条件は「公的責任の縮小」「最低基準の緩和」「応益負担」となってしまう、大幅に後退することになります。

この「新たな保育制度」になれば、国や市町村の保育に対する公的な責任が大幅に後退するとともに、子どもたちが受ける保育の質の低下などが大変心配されます。福岡市保育協会は「これでは、改善・拡充されなければならない保育制度が、反対に改悪・縮小されてしまう」との危惧を表明し、本年6月5日、新たな保育制度に断固反対する緊急アピールを採択しています。

よって、福岡市議会は、政府が、「新たな保育制度」の導入を撤回し、子どもたちの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て働き続けられる「保育制度」の拡充を図られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣，厚生労働大臣，

内閣府特命担当大臣（少子化対策） あて

議 長 名